

第18回統一地方選挙

～あなたの声 この一票で伝えよう～

北海道知事・議会議員選挙

4月12日（日）

南幌町議会議員選挙

4月26日（日）

◆投票できる人（選挙人名簿に登録されている方）◆

■北海道知事選挙

- ・平成27年3月25日現在で3ヵ月以上本町に引き続き住民登録されている方（平成26年12月25日以前の転入届出者）

■北海道議会議員選挙

- ・平成27年4月2日現在で3ヵ月以上本町に引き続き住民登録されている方（平成27年1月2日以前の転入届出者）

平成26年12月12日以後に転出したが、転出先の選挙人名簿に登録されていない方

■南幌町議会議員選挙

- ・平成7年4月27日以前に生まれた方（平成27年4月26日現在で満20歳以上）
- ・平成27年4月20日現在で3ヵ月以上本町に引き続き住民登録されている方（平成27年1月20日以前の転入届出者）

※投票日まで転出された方は投票できません



～投票の順序～

北海道知事・議会議員選挙
投票の順序は、はじめに北海道知事選挙の投票用紙の交付を受けて投票し、次に北海道議会議員選挙の投票用紙の交付を受けて投票します。



◆選挙について◆

～開票の日時・場所～

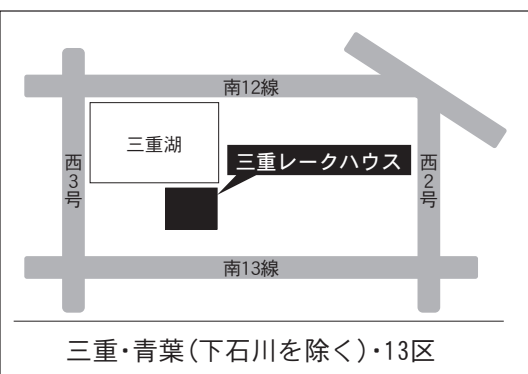
北海道知事・議会議員選挙
4月12日（日）20時から改善センター
南幌町議会議員選挙
4月26日（日）20時から改善センター
なお、19時30分までは参観人席への入場はできませんので留意願います。

～体の不自由な方は代理投票ができます～

選挙人が身体の不自由や様々な事情から投票用紙に自書できない場合は、代理投票が認められていますので投票所で係員に申し出てください。なお、内容についての秘密は厳守されます。

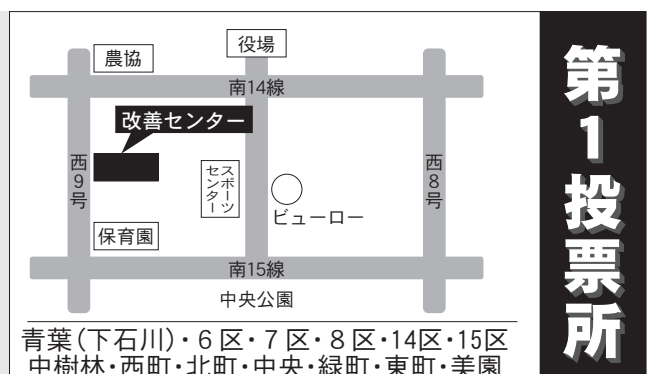
～買収・もてなしなど公職選挙法にご注意を～

選挙運動のために買収したり飲食物をごちそうされたり、戸別訪問をして投票に関して依頼することは法律で禁止されています。また、候補者に対する「デマ」をとぼしたり、選挙人を脅したりする行為、あるいは選挙運動用ポスターを破ったりすると法律違反の罪で処罰されますので、このような行為は絶対にしないようにし、私たち一人ひとりの手で、きれいな選挙にしましょう。



第2投票所

三重・青葉(下石川を除く)・13区



第1投票所

青葉(下石川)・6区・7区・8区・14区・15区
中樹林・西町・北町・中央・緑町・東町・美園

期日前・不在者投票をご利用ください。



期日前・不在者投票は、その理由を投票所入場券裏面の宣誓書に書き、署名して提出するだけで投票できます。

- 仕事や学業などで投票できない方。
- 旅行、レジャーなどで投票日当日に自分の属する投票区にいない方。
- 病気やケガ、妊娠・出産、身体の障がいなどで歩行が困難な方。監獄、少年院もしくは婦人補導院に収容されている場合。
- 交通至難の島等、又は当該地域に滞在している場合。
- 南幌町以外の住所に居住、もしくは長期滞在している場合。

(ただし、町議選挙については南幌町以外の住所に居住している方は投票できません。)

※名簿登録地（南幌町）では原則、期日前投票になりますが、投票日には20歳を迎えるが、期日前投票の日にまだ19歳の方については不在者投票になります。

※遠隔地投票（名簿登録地（南幌町）以外の市区町村で投票）や郵便等投票、指定施設（病院・老人ホームなど）では不在者投票になります。なお、旅行先や滞在先などで不在者投票を行う場合には、投票日までには選挙人が属する市区町村の選挙管理委員会にその不在者投票が到着しないと無効になりますから、その郵送期間などを考慮して行う必要があります。

期日前投票期間

北海道知事選挙
3月27日（金）～4月11日（土）

北海道議会議員選挙
4月4日（土）～11日（土）

南幌町議会議員選挙
4月22日（水）～25日（土）

8時30分～20時

場 所

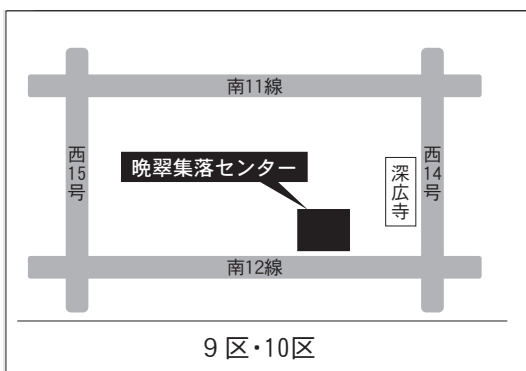
役場庁舎1階 期日前投票所及び不在者投票所



■郵便による不在者投票

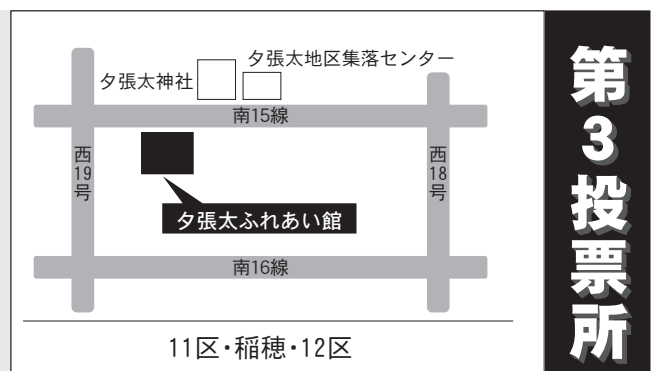
身体に重度の障がいのある方は、郵便による不在者投票制度があります。この制度を利用される方は、選挙の期日前4日までに投票用紙を請求しなければなりませんので、早めに手続きをしてください。詳細は、選挙管理委員会にお尋ねください。

【選挙に関するお問い合わせ】南幌町選挙管理委員会



第4投票所

9区・10区



第3投票所

11区・稲穂・12区